



「子どもの権利条約」について

「子どもの権利条約」という言葉を知っていますか？子ども（18歳未満の全ての人）の権利条約とは、子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障するための条約です。世界中の様々な子どもが健康に生きて自由に活動し、大人や国から守られ援助されながら成長する権利があると定めています。子どもの権利条約には、以下の4つの原則があります。①生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）④差別の禁止（差別のないこと）です。

世界の国々では、貧しさに苦しんで食べ物がない、災害や戦争などで命の危険にさらされたり、人権が脅かされたりしている子どもたちがたくさんいます。人と人が大切にできる社会の構築のために、今自分ができていることを考えてみたり、子どもたちと関わる時に意識したりしていきたいですね。

（「子どもの権利条約」日本ユニセフ協会ホームページより）

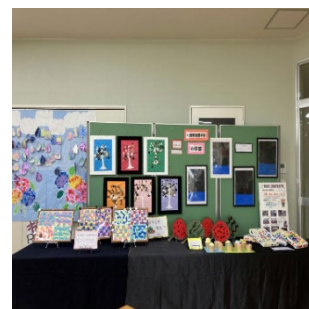
『ここにあつてよかった奈良西養護学校 交流の様子』

小学部：小学部では、富雄第三小中学校4年生との交流及び共同学習、わくわく交流会を4年ぶりに対面で行うことができました。年2回の取組の中で、11月27日に秋の交流会がありました。秋の交流会では富雄第三小中学校の児童が、本校教員との遊びの企画書のやりとりを通して、本校児童と一緒に楽しむことのできる遊びを考えてくれました。もぐらたたきやボーリングなどの遊びを企画して道具を作り、本校児童も本番に向けて考えてもらった遊びの練習をして当日を迎えました。交流会では、チームごとに教室に分かれ、それぞれに準備してきた遊びを楽しむ様子が見られました。小学校の児童は養護学校の友達のことを知り、本校の児童は同年代の様々な人との関わりを広げる、両校にとって良い学びの機会となりました。



交流会の様子

中学部：今年度、本校中学部3年生は富雄第三小中学校文化祭へ4年ぶりに参加し、舞台発表をすることができました。今年の4月から「青い空に絵をかこう」の歌の練習を重ね、当日は富雄第三小中学校の体育館の舞台上がって元気な歌声を発表し、本校生徒が挨拶もすることができました。みんな緊張しながらも精一杯やりきり、充実した発表となりました。また、作品交流として本校中学部の作品を展示し多くの人に見てもらう良い機会となりました。観賞では、富雄第三小中学校のブラスクバンドの演奏を聴いたり、クラフトデザイン部のアートパフォーマンスを見たりして同年代の人達の発表を楽しんだりすることもでき、良い交流の時となりました。



高等部：高等部しごと「農場班」の生徒たちは、富雄藍咲学園の年長児を招いて、10月末にサツマイモの収穫を行いました。昨年度は、感染拡大防止の観点から、年長児と本校生徒は別々に収穫を行いましたが、今年度は、感染対策を実施しながら、年長児と本校生徒と一緒に収穫することができました。天候にも恵まれ、たくさんのサツマイモを収穫し、園児のみんなに持って帰ってもらうことができました。サツマイモの蔓は、学園でクリスマスリースにしたいと話されていました。

園児たちと直接交流することで、「お兄ちゃんと呼ばれて嬉しかった」「年長の園児が可愛かった」など、本校生徒たちも喜んでいました。来月1月には、高等部3年生の生徒たちが絵本の読み聞かせに学園を訪問する予定です。有意義な時間にしていきたいと思います。

